

サッカー競技規則 2017/18

一時的退場（シンビン）のガイドライン

2017年3月3日にロンドンで開催されたIFABの第131回年次総会（AGM）は、競技会を開催する国のサッカー協会、大陸連盟またはFIFAなど該当する機関の承認があれば、ユース、年長者、障がい者およびグラスルーツのサッカーにおいて、警告の項目のすべてあるいは警告の項目の一部に対して、一時的退場（シンビン）の仕組みを導入できることを承認した。

競技規則 2017/18 では、一時的退席について下記のように記載している：

第5条—主審（職権と任務）

懲戒処置

主審は：

- ・ ハーフタイムのインターバル、延長戦、ペナルティーマークからのキックが行われている間を含め、試合開始時にフィールドに入ってから試合終了後までイエローカードやレッドカードを示す、また、競技会規定で認められているならば、一時的退場（シンビン）を命じる職権を持つ。

一時的退場とは、競技者が警告（イエローカード）の対象となる反則を犯したとき、即刻、以降の試合への参加を「一時的に認めない」ことにより罰するものである。これは、「即座に罰すること」が反則を犯した競技者の行動に対して、その場で好影響を与えることができ、また、その競技者のチームに対しても同様の影響を与えられる可能性があるという考え方をもとにしている。

各国サッカー協会、大陸連盟またはFIFAは、（競技会規定を公開する前に）下記のガイドラインに沿って一時的退場の手続きを承認するべきである。

競技者に限っての適用

- ・ 一時的退場は（ゴールキーパーを含む）すべての競技者に適用されるが、交代要員や交代して退いた競技者が警告（イエローカード）となる反則を犯した場合には適用されない。

主審の合図

- ・ 主審はイエローカードを示し、両腕で一時的退場を命じられた競技者の待機場所（シンビンエリア：通常、競技者のテクニカルエリア）を明確に指すことで一時的退場を合図する。

一時的退場の時間

- ・ 一時的退場の時間の長さは、すべての反則に対して同じとする。
- ・ 一時的退場の時間の長さは、すべてのプレー時間の 10～15%としなければならない（例：90 分間の試合であれば 10 分間、80 分間の試合であれば 8 分間）
- ・ 一時的退場の時間は、競技者がフィールドを出てからプレーが再開されたときに始まる。
- ・ 主審は、一時的退場の間に、（例えば、交代や負傷などで）前後半の終了時に加えられる「アディショナルタイム」のような「空費された」時間があつた場合、一時的退場の時間に追加しなければならない。
- ・ 競技会は、主審が行う一時的退場の時間計測を援助する人を決めなければならない。その援助は、マッチコミッショナー、第 4 の審判員または（チーム帯同ではない）中立な副審の責任とすることができる。あるいは、あえてチーム役員の責任とすることもできる。
- ・ 一時的退場の時間が終了したら、競技者はボールがインプレー中に主審の承認を得てタッチラインから復帰できる。
- ・ 主審が、競技者がいつ復帰できるかの最終決定を下す。
- ・ 一時的退場となった競技者は、一時的退場の時間が終了した後に、交代することができる。（ただし、そのチームが認められた交代人数を使い切っている場合、交代することができない）
- ・ 前半終了時（延長戦を行う場合、後半終了時）になっても一時的退場の時間が終了していない場合、残りの一時的退場の時間は後半開始時（または延長戦開始時）から科される。
- ・ 試合終了時に一時的退場の時間が終了していない場合でも、その競技者はペナルティーマークからのキックに参加できる。

シンビンエリア（一時的退場時の待機場所）

- ・ 一時的退場となった競技者は、「ウォーミングアップ」（交代要員と同じ条件）を除きテクニカルエリアがある場合、テクニカルエリア内にとどまるか、あるいは、チームの監督またはテクニカルスタッフと一緒にいなければならない。

一時的退場時の反則

- ・ 一時的退場となった競技者が、その競技者の一時的退場時間内に警告（イエローカード）または退場（レッドカード）の対象となる反則を犯した場合、それ以降の試合に参加できない。また、他の競技者と入れ替わったり、交代することもできない。

さらなる懲戒の罰則

- ・ 競技会また各国サッカー協会は、一時的退場について関係機関に報告すべきかどうか、また、警告（イエローカード）の累積時の対応と同様に、一時的退場の累積による出場停止などさらなる懲戒の罰則が適用できるかどうかを決定する。

一時的退場の運用方法

競技会は、一時的退場の運用方法は、次のいずれかとする：

- ・ A - 警告（イエローカード）のすべてを対象とする
- ・ B - 警告（イエローカード）の一部を対象とする

A - 警告（イエローカード）のすべてを一時的退場の対象とする。

- ・ 警告（イエローカード）のすべては、一時的退場で罰せられる。
- ・ 1試合で2つ目の警告（イエローカード）を受けた競技者は：
 - 2つ目の一時的退場処分を受け、それ以降の試合に参加できない
 - その競技者のチームが交代の最大人数を使い切っていなければ、2つ目の一時的退場時間の終了時に交代要員と交代することができる（2回の一時的退場中は、その競技者を欠いた状態でプレーすることで、そのチームはすでに「罰せられる」ことになるため）。

B - 警告（イエローカード）の一部のみを一時的退場の対象とする。

- ・ 一時的退場で警告（イエローカード）となる反則を事前に決定する。
- ・ その他の警告対象となる反則は、通常の警告（イエローカード）として罰せられる。
- ・ 一時的退場時間の終了後、通常の警告（イエローカード）を受けた競技者は、プレーを続けられる。
- ・ 通常の警告（イエローカード）を受けた後、一時的退場処分を受けた競技者は、一時的退場時間が終了したらプレーに復帰できる。
- ・ 同じ試合の中で2つ目の一時的退場処分を受けた競技者は、2つ目の一時的退場時間が終了した後、それ以降の試合に参加できない。その競技者のチームが交代の最大人数を使い切っていなければ、その競技者は、2つ目の一時的退場時間の終了時に交代要員と交代することができる。
- ・ 同じ試合の中で2つ目の通常の警告（イエローカード）を受けた競技者は退場させられ、それ以降の試合に参加できない。また、他の競技者と入れ替わったり、交代することもできない。

競技会によっては、次のような「不適切な」行為に関係した反則に対する警告（イエローカード）の場合にのみ、一時的退場を使用することが有益である：

- ・ シミュレーションをする。
- ・ 相手競技者のチームによるプレーの再開を意図的に遅らせる。
- ・ 行動または言葉による異議を示す。
- ・ 押さえる、引っぱる、押す、あるいは、ボールを手または腕で扱う反則により、大きなチャンスとなる攻撃を阻止する。
- ・ ペナルティーキックの際にキッカーが不正なフェイントを犯す。

一時的退場に関するよくある質問

どのような反則に対して一時的退場が適用されるのか？

- ・ 一時的退場は警告（イエローカード）のみを対象とする。
- ・ 競技会は、警告（イエローカード）の反則のすべてまたは警告（イエローカード）の反則の一部（通常、不正な行為に関連するもの）に対して一時的退場を適用できる。上記 B を参照

一時的退場は誰に適用されるか？

- ・ 一時的退場は競技者（ゴールキーパーを含む）のみを対象とする。交代要員、交代して退いた競技者、チーム役員には適用しない。

一時的退場について関係機関へ報告する必要があるか？

- ・ 各国サッカー協会は、一時的退場について試合後に報告する必要があるかどうか、さらなる懲戒の罰則（イエローカードの累積時の対応と同様に、一時的退場の累積による出場停止など）をとるかどうかを決定する。

主審は一時的退場をどのように合図するか？

- ・ 主審は、イエローカードを提示し、両腕でシンビンエリア（通常、競技者のテクニカルエリア）を明確に指すことによって、一時的退場を合図する。

一時的退場の時間はどれくらいか？

- ・ 一時的退場の時間は：
 - 警告となる反則のすべてに対して同じとする。
 - 合計プレー時間の 10～15% でなければならない（例えば、90 分間の試合であれば 10 分間、80 分間の試合であれば 8 分間）。
 - 競技者がフィールドを出てからプレーを再開したときに始まる。
- ・ 一時的退場の間に、前後半の終了時に加えられる「アディショナルタイム」のような「空費された」時間があつた場合、追加される。
- ・ 競技会は、主審が一時的退場の時間計測を援助する人を決定しなければならない。例えばマッチコミッショナー、第 4 の審判員、（チーム帯同ではない）中立な審判員、あるいは、チーム役員が考えられる。

前半終了時に一時的退場の時間が終了していない場合はどうなるか？

- ・ 前半が終了しても競技者の一時的退場の時間が終了していない場合、残りの一時的退場の時間は後半開始時から科される（延長戦を行う場合で試合終了後に一時的退場の時間が終了していない場合も同様に対応する）。
- ・ 試合終了時に一時的退場の時間が終了していない場合でも、その競技者は、ペナルティーマークからのキックに参加できる。

一時的退場を命じられた競技者はどこにいないといけないのか？

- ・ 一時的退場となった競技者は、シンビンエリア（例えば、チームのテクニカルエリア）内にとどまらなければならない。テクニカルエリアがない場合、その競技者は、チームの監督かテクニカルスタッフと一緒にいなければならない（ウォーミングアップを除く）。

一時的退場となった競技者がウォーミングアップをすることはできるか？

- ・ 負傷防止のために限り、一時的退場となった競技者は、交代要員と同様にウォーミングアップをすることが認められる。

一時的退場となった競技者はいつ復帰できるか？

- ・ 一時的退場の時間が終了したら、その競技者は、ボールがインプレー中でも主審の承認を得てタッチラインから復帰できる。

一時的退場となった競技者は、交代することができるか？

- ・ 一時的退場となった競技者は、一時的退場の時間が終了すれば交代することができる。ただし、次の場合、交代することができない：
 - そのチームがすでに認められる交代人数を使い切っている場合

一時的退場となった競技者が一時的退場中に別の反則を犯した場合はどうなるか？

- ・ 一時的退場となった競技者が、その競技者の一時的退場時間内に警告（イエローカード）または退場（レッドカード）の対象となる反則を犯した場合、それ以降の試合に参加できない。また、他の競技者と入れ替わったり、交代することもできない。

再交代（交代して退いた競技者の再出場）のガイドライン

2017年3月3日にロンドンで開催されたIFABの第131回年次総会（AGM）は、競技会を開催する国のサッカー協会、大陸連盟またはFIFAなど該当する機関の承認があれば、ユース、年長者、障がい者およびグラスルーツのサッカーにおいて、再交代の仕組みを導入できることを承認した。

再交代は、**競技規則 2017/18** において以下のようになっている：

第3条—競技者（交代要員の数）：

再交代（交代して退いた競技者の再出場）

各国サッカー協会は、今後、ユース、年長者、障がい者およびグラスルーツのサッカーにおいて再交代（交代して退いた競技者の再出場）を認めることができる。

「再交代」とは、すでに試合でプレーし、交代して退いた競技者が、それ以降、試合中に他の競技者と交代してプレーに復帰することである。

交代して退いた競技者は試合に復帰し、プレーすることは認められるが、再交代する競技者は、第3条の条項および競技規則に従わなければならない。**特に、第3条で概略が記載されている「交代の進め方」に基づかなければならない。**

再交代についてのよくある質問

競技者は1試合で何回再交代できるか？

- ・ 競技者が再交代する回数に制限はない。

再交代を行う際に試合を停止する必要はあるか？

- ・ 交代の進め方に関するすべての要件に従わなければならない：
 - プレーは、停止していなければならない。
 - 主審が交代を承認しなければならない。
 - 交代の手続きは、交代で退いた競技者がフィールドを出て、交代要員、または、一度退いて交代要員となった者がフィールドに入ったとき完了する。

ペナルティーマークからのキックが行われている間に再交代を行うことはできるか？

- ・ 競技規則は、試合終了時にフィールド上にいる競技者（負傷してフィールドから出ている場合などは除く）のみがペナルティーマークからのキックに参加できるとしているため、ゴールキーパーが参加できない場合を除いて交代は認められない。

退場を命じられた競技者が再交代することはできるか？

- ・ 退場を命じられた競技者は、それ以降試合でプレーすることはできない。

以上

2017年5月18日